


下水排除基準

対象物質又は項目	対象者		特定施設の設置者		特定施設を設置していない者		終末処理場の有無にかかわらず公共下水道の利用者	
	排水量 (m ³ /日)	50以上	50未満	50以上	50未満	50以上	50未満	50以上
ダイオキシン類		10	10	10	10			
カドミウム及びその化合物		0.03	0.03	0.03	0.03			
シアン化合物		1	1	1	1			
有機燐化合物		1	1	1	1			
鉛及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.5	0.5	0.5			
砒素及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.005	0.005	0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.003	0.003	0.003			
トリクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1			
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1			
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2			
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02			
1・2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04			
1・1-ジクロロエチレン		1	1	1	1			
シス-1・2-ジクロロエチレン		0.4	0.4	0.4	0.4			
1・1・1-トリクロロエタン		3	3	3	3			
1・1・2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.06			
1・3-ジクロロロベン		0.02	0.02	0.02	0.02			
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)		0.06	0.06	0.06	0.06			
2-クロロ-4・6-ビス (エチルアミノ) -S-トリアジン (別名シマジン)		0.03	0.03	0.03	0.03			
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)		0.2	0.2	0.2	0.2			
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.1			
セレン及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1			
ほう素及びその化合物		10	10	10	10			
ふっ素及びその化合物		8	8	8	8			
1・4-ジオキサン		0.5	0.5	0.5	0.5			
アンモニア性窒素等含有物 (終末処理場で処理可能な物質)		工場排水 1/4 未満 380未満 工場排水 1/4 以上 125	工場排水 1/4 未満 380未満 工場排水 1/4 以上 125	工場排水 1/4 未満 380未満 工場排水 1/4 以上 125	工場排水 1/4 未満 380未満 工場排水 1/4 以上 125			
フェノール類		5	適用除外 (令)	5	適用除外 (条)			
銅及びその化合物		3	〃	3	〃			
亜鉛及びその化合物		2	〃	2	〃			
鉄及びその化合物 (溶解性)		10	〃	10	〃			
マンガン及びその化合物 (溶解性)		10	〃	10	〃			
クロム及びその化合物		2	〃	2	〃			
生物化学的酸素要求量		600	適用除外 (令)	600	適用除外 (条)			
浮遊物質		600	〃	600	〃			
水素イオン濃度		5を超え 9未満	〃	5を超え 9未満	〃	5を超え 9未満	50未満 適用除外	
ノルマンヘキサン抽出物質含有量	鉛油類含有量	5以下	〃	5以下	〃	5以下		
温度	動植物油類含有量	30以下	〃	30以下	〃	30以下		
温度		45度未満	適用除外 (条)	45度未満	〃	45度未満		
汚濁消費量		220未満	〃	220未満	〃	220未満		

- (注) 1 単位は、ダイオキシン類はpg-TEQ/日、その他水素イオン濃度以外はすべてmg/日を示す。
 2 ダイオキシン類特定施設は、平成12年1月施行のダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条別表第2に基づく。
 3 太字の数値を超えると直罰の対象となる。
 4 太字以外の数値を超える場合は、除害施設の設置又は必要な措置を採らなければならない。
 5 適用除外は、下水道施行令第9条の3第1項、同第9条の6第1項、盛岡市下水道条例第8条第2項及び第8条の3第2項の規定による。
 6 表中の網掛けは、下水の排除規制の法令上の根拠を次により区分している。

 下水道法第12条の2第1項  下水道法第12条の2第3項及び第5項 盛岡市下水道条例第8条の2

 下水道法第12条の11 盛岡市下水道条例第8条の3  下水道法第12条 盛岡市下水道条例第8条

- 7 アンモニア性窒素等含有物は、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で計算され、下水道排除基準 (アンモニア性窒素の換算係数 1.0) と水質汚濁防止法排水基準 (アンモニア性窒素の換算係数 0.4) を比較し、緩やかな基準が適用される。